

報 道 資 料

発表日：令和5年8月30日

担 当：①食と農の振興部

畜産課 内田、越智

内線 3880/3882 ダイヤルイン0742-27-7448

家畜保健衛生所 三浦、堀川

電話 0743-59-1700

②地域デザイン推進局

奈良公園室 牧田、片桐

内線 4306 ダイヤルイン0742-27-8028

奈良公園事務所 松並、板倉

電話 0742-22-0375

③総務部

ファシリティマネジメント室 森口、片岡

内線 2301/2303 ダイヤルイン0742-27-8004

車検切れ公用車の公務使用について

車検切れの公用車を職員が公務に使用していた事案が2件判明いたしました。このような事態を生じさせたことを重く受け止め、再発防止策を早急に講じてまいります。

本件の概要等は下記のとおりです。

記

1 家畜保健衛生所の概要

(1) 概 要

当該車両（軽トラック）は令和5年8月4日に車検期間が満了していましたが、車検の有効期間を職員が失念しており、同月21日に車検を受け、同月24日に車検切れが発覚しました。（職員が新しい車検ステッカーをフロントガラスに貼付しようとした際に、車検切れが生じていたことが発覚）

調査の結果、車検切れの8月5日から20日までの16日間、当該車両を6回（174km）公務使用していたことが判明しました。

(2) 原 因

車検の実施時期が事務所内の職員間で共有できておらず、車検の実施を失念したことが原因です。

(3) 対 応

当該車両について、自賠責保険については有効期間内であることを確認しました。

また、事務所で所有する他の6台の公用車について車検時期を確認のうえ、他に車検切れ車両がないことを確認しました。

2 奈良公園事務所の概要

(1) 概 要

当該車両（小型バン）は令和5年5月25日に車検期間及び自賠責保険の有効期間が満了していましたが、当該有効期間を職員が失念しており、同年8月28日に車検及び自賠責保険の

有効期間切れが発覚しました。(家畜保健衛生所での事案発生を受けて、ファシリティマネジメント室で車両を保有する各所属に確認したところ、有効期限を過ぎていることが判明。)

調査の結果、車検切れの5月26日から8月25日までの92日間、当該車両を25回(305km)公務使用していたことが判明しました。

(2) 原因

車検の実施時期及び自賠責保険の有効期間が事務所内の職員間で共有できておらず、車検の実施及び自賠責保険の更新を失念したことが原因です。

(3) 対応

事務所で所有する他の8台の公用車について車検の実施時期及び自賠責保険の有効期間を確認のうえ、他に車検切れ及び自賠責保険有効期間外の車両がないことを確認しました。

3 全庁的な対応

県が保有する公用車の車検切れ等の再発防止に向け、公用車を保有する各所属での管理徹底に加え、ファシリティマネジメント室で注意喚起を行います。

なお、全庁的に調査を行った結果、車検切れ等の事案は上記の2件でした。